「日本ゾウムシ情報ネットワーク規約」変更案について

2025 年 10 月 1 日　日本ゾウムシ情報ネットワーク　役員会

2024 年 11 月 17 日に開催された本会総会において「今後 1 年を目途に規約変更案を作成しその案をホームページで公開し意見を求め 2025 年の総会で承認を得ること」としました.

本規約改定案は 2024 年の総会で協力を申し出ていただいた,吉田会員からの改定案を幹事会で相談し修正を加えて提案します.

会則改正の必要性，現行規約，改正案，改正理由を掲載します．資料として吉田会員からの原案も添付します.

ご意見は下記にお寄せください．締め切りは 2025 年 10 月 31 日とします.

事務局：井上晶次　〒464-0825　名古屋市千種区西崎町 2-67　inouesyo@hotmail.com

会則改正の必要性

ゾウムシ情報ネットワークでは会員の皆様から納入された会費を，ゆうちょ銀行の口座にて管理し必要経費はその口座から引き出し活動に取り組んでいます.

ゆうちょ銀行の口座は会の発足時から継続しておりますが,この度ゆうちょ銀行より本会が「人格なき社団」としての要件を満たしているかいくつかの質問が寄せれれ役員で相談して対応してきました.

ゆうちょ銀行から示された「人格なき社団」の要件は以下の４点です.

1. 団体としての組織を備えていること
2. 多数決の原則が行われていること
3. 構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続していること
4. その組織において代表の方法，総会の運営，財産の管理団体としての主要な点が確定していること

以上のことを踏まえ今後本会会則を見直す必要があると考えています.

現行規約

ゾウムシ情報ネットワーク規約

１．名称　本会はゾウムシ情報ネットワークと称する.

２．目的　ゾウムシ研究者・愛好者の交流・情報交換の場を設ける．日本産ゾウムシ類のデータベースを構築し，情報を共有・発信できるようにする.

３．事業　本会は目的を達成するために次の事業をおこなう.

　１）ニュースレター「象鼻虫」の発行（年１回）
　２）例会の開催（鞘翅学会分科会として行う）
　３）地域ファウナ調査会（年１回）
　４）ウェブサイトの活用
　５）その他要望などに柔軟に対応する

４．会員　本会の目的に賛同するものは会費を納入することにより会員となる.

５．退会　本人の申し出により退会できる.

６．役員　本会に次の役員をおく．役員は例会において会員の中から選出する.

　１）代表　１名　　会を代表し統括する.
　２）幹事　若干名　ニュースレター編集，ホームページ管理，掲示板管理，イベント企画，事務局等を担当する.

７．会計　本会の収入は会費・寄付金等の収入を持って充てる.

８．規約の変更　本規約は例会において出席会員の過半数の同意を得ることにより変更できる．
９．設立年月日　本会は 2001 年 11 月 1 日設立とする．
付則　１．事務局　本会の事務局を〒464-0825 愛知県名古屋市千種区西崎町 2-67　井上晶次方におく．
２．本規約は本会設立時に確認された内容を 2010 年に幹事会で規約の体裁に編集した．

改正案

日本ゾウムシ情報ネットワーク規約（改正案）

1. 名称　本会は，日本ゾウムシ情報ネットワーク（英名：Japan weevil information network, 略称 JWIN）と称する．
2. 目的　ゾウムシ研究者・愛好者の交流・情報交換の場を設ける．日本産ゾウムシ類のデータベースを構築し，情報を共有・発信できるようにする．
3. 事業　本会は，上記目的を達成するために以下の事業を行う．
   1) ニュースレター「象鼻虫」の発行（年１回）
   2) 総会の開催（年１回を基本とする）
   3) 例会として地域ファウナ調査会（年１回）
   4) ウェブサイトによる情報発信
   5) その他総会にて議決した事業
4. 会員　会の目的に賛同する人は，誰でも入会できる．なお，電子メールアドレスなどインターネットを介した通信手段を有していることが望ましい．
   年会費 2,000 円を納入（前納）しなければならない．年会費滞納が 2 ヶ年以上継続した時は退会と見なされる．
   会員は，ニュースレターの配布を受け，これに投稿することができ，例会（地域ファウナ調査会を含む）などの会の催しに参加することができる．
5. 退会　本人の申し出により退会できる．
6. 役員　本会に次の役員をおく．役員は総会において会員の中から選出する．
   1) 代表　１名　会を代表し統括する．
   2) 副代表１名　代表を補佐する．
   3) 幹事　若干名　ニュースレター編集，ホームページ管理，掲示板管理，例会（地域ファウナ調査会含む）管理，事務局等を担当する．
   4) 会計監査
7. 会計　本会の収入は会費・寄付金等の収入を持って充てる．会計年度は，毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる．
8. 規約の変更　本規約は総会において出席者全員の過半数の同意を得ることにより変更できる．

付則
本規約は，2025 年〇月〇日から施行する．

改定履歴
本規約は本会設立時に確認された内容を 2010 年に幹事会で規約の体裁に編集した．
2025 年〇月〇日改定

改正理由

1. 会の名称　会発足当時から英名と略称が使用されており，会誌ニュースレター「象鼻虫」でも使用している実態を反映させた.
2. 会の目的　変更なし
3. 事業　例会を総会とした．開催回数を追加した.
4. 会員　年会費額を追加した．会員の権利などを追加した.
5. 退会　変更なし
6. 役員　副代表を追加した.代表が多忙な場合代表を補佐役が必要なため.会計監査を追加した.
7. 会計　会計年度を追加した.
8. 規約の変更　例会を総会とした
9. 設立年月日　変更なし

付則

事務局　事務局が変更する場合，総会で承認するのではなく，役員会で変更できることを可能とするために削除した.

本規約は，2025 年〇月〇日から施行する．を追加　2025 年総会で承認された場合はその年月日とする.

改定履歴の項目を追加

改訂履歴

資料　吉田会員からの原案

日本ゾウムシ情報ネットワーク会則（改定案）

9. 本会は、日本ゾウムシ情報ネットワーク（英名：Japan weevil information network，略称 JWIN）という。
10. 本会は，主にゾウムシ類やゾウムシ類に関連した事項に関する調査，研究及び会員相互の親睦をはかることを目的とする。
11. 本会は，上記目的を達成するために以下の事業を行う。
    6) ニュースレター「象鼻虫」の発行（年１回）
    7) 総会の開催（年１回を基本とする）
    8) 例会（地域ファウナ調査会を含む）の開催
    9) ウェブサイトによる情報発信
    10) その他総会にて議決した事業"
12. 本会は，ゾウムシ類に興味を持ち，会の目的に賛同する人は，誰でも入会できる。なお、電子メールアドレスなどインターネットを介した通信手段を有していることが望ましい。
13. 会員は、年会費 2,000 円を納入（前納）しなければならない。年会費滞納が 2 ヶ年以上継続した時は退会と見なされる。
14. 会員は，ニュースレターの配布を受け，これに投稿することができ，例会（地域ファウナ調査会を含む）などの会の催しに参加することができる。
15. 本会に次の役員をおく。役員は総会において会員の中から選出する。

5) 代表　１名　会を代表し統括する。
6) 副代表１名　代表を補佐する。
7) 幹事　若干名　ニュースレター編集、ホームページ管理、掲示板管理、例会（地域ファウナ調査会含む）管理、事務局等を担当する。

16. この会の会計年度は、毎年１月１日に始まり、１２月３１日に終わる。
17. 本会則は総会において出席者全員の過半数の同意を得ることにより変更できる。

付則

本会則は、2025 年〇月〇日から施行する。

改定履歴

2010 年〇月〇日制定
2025 年〇月〇日改定